

滋賀県立精神医療センター医療観察法地域連絡会議 議事概要

1. 日 時 平成 30 年 2 月 6 日 (火) 15 時～15 時 50 分
2. 場 所 医療観察法病棟カンファレンス室
3. 出席者 地域自治会代表者委員 10 名、関係自治体等委員 8 名、院内委員 7 名、事務局 2 名

4. 概 要

(1) 病院長挨拶

(2) 議題

①医療観察法病棟の運営状況について

病棟管理医および事務局から資料に基づき説明

<主な質疑>

委員：アルコール依存症以外については、どのように対処されていますか。

センター→県内で先駆けて開設しました。京都からも来院されおり、アルコール依存だけではなく、薬物・ギャンブル依存症にも対応しています。

委員：医療観察法での入院から退院まで概ね一年半との事ですが、患者さんによっては個別で変動がありますか。

センター→医療観察法での入院処遇の概要として概ね 18 か月以内を想定していますが、現状としては 5 年入院の患者さんもおられ個別対応となるため、標準通りにいかないのが現状です。

委員：再犯率はどれくらいですか。

センター→医療観察法での退院後、通院処遇となり年 1 回、国の調査に協力しています。国の統計資料として把握（同意者のみ）されている数字は、国立精神医療調べでは約 1 %程度とされています。

当センターでは開設以来、4 年間に再犯は 0 です。

委員：入院中の暴力についてはどうですか。

センター→多くはないですが、発生しています。

委員：警察には報告されるのですか。

センター→毎回、警察には連絡を入れて対応しています。

人格障害や服薬の効かない方、教育も難しい場合などありますが、一般の方と同じ様に対応しています。

委員：センター駐車場の法面を非常にきれいにしてもらっていてありがたいと思う。

センター→年 3 回の刈取りを実施しております。